3 免許換えの申請手続

- □ 免許換えとは、事務所の移転・廃止・新設等に 伴って、東京都知事免許→他道府県知事免許・ 国土交通大臣免許に免許が換わることをいいます。
- □ 免許証番号は、新しい番号となります(括弧内 更新数字も1となります。)。
- □ 免許換えの場合は、下記の流れに従って手続を 行うことになります。詳細についてはあらかじめ お問合せください。

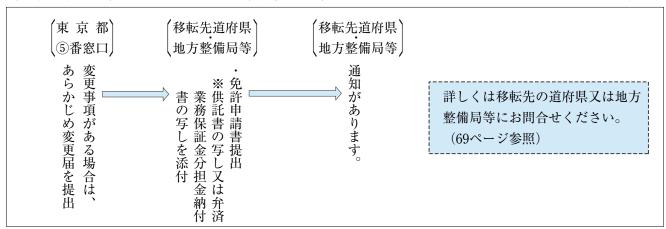
〈参考〉都道府県知事免許と国土交通大臣免許について

都道府県知事免許	国土交通大臣免許
1つの都道府県内の事	2つ以上の都道府県の
務所でのみ営業	事務所で営業

□ 既存の免許に十分な有効期間があるか確認して ください。

免許申請中に既存の免許の有効期間を経過すると、他県や大臣で免許拒否となった場合、都知事免許の更新はできず、免許は失効します。

東京都から他道府県に事務所を移転する場合、又は、東京都以外にも事務所を設置する場合 東京都知事免許□ 他道府県知事免許・国土交通大臣免許の場合



他道府県から東京都に事務所を移転する場合、又は、東京都が本店で他道府県の事務所を廃止 他道府県知事免許・国土交通大臣免許□>東京都知事免許の場合

